

4 受験上の配慮事項の決定について

受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、大学入試センターで審査の上で受験上の配慮を決定します。決定に当たっては個々の症状や状態等を総合的に判断します。

5 受験上の配慮事項について

- (1) 大学入試センター試験における受験上の配慮について、主な配慮事項は下の表のとおりです。
- (2) 8～15 ページの受験上の配慮内容一覧における【ア】～【オ】の障害区分の配慮する事項は一例です。複数の障害区分の配慮事項を申請することもできます。
- (3) 【ア】～【オ】の障害区分に該当しない場合は、「【カ】その他の配慮事項」の区分を参照してください。
- (4) 【ア】～【カ】の障害区分に記載のない配慮事項を必要とする場合は、症状等に応じた配慮事項を申請することができます。

配慮の種別	配慮事項
解答方法に関する配慮	点字解答（試験時間を 1.5 倍に延長）
	文字解答（試験時間を 1.3 倍に延長又は延長なし）
	チェック解答（試験時間を 1.3 倍に延長又は延長なし）
	代筆解答（試験時間を 1.3 倍（科目によっては 1.5 倍）に延長又は延長なし）
	マークシート解答（試験時間 1.3 倍に延長）
試験室や座席に関する配慮	1 階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験
	洋式トイレ又は障害者用トイレに近い試験室で受験
	窓側の明るい座席を指定、座席を前列に指定、座席を試験室の出入口に近いところに指定
	別室の設定
持参して使用するものに関する配慮	拡大鏡等の持参使用
	照明器具の持参使用
	特製机・椅子の持参使用
	車椅子の持参使用
	杖の持参使用
	補聴器又は人工内耳の装用（コードを含む）
その他の配慮	照明器具の試験場側での準備
	手話通訳士等の配置
	注意事項等の文書による伝達
	リスニングの免除
	リスニングにおける音声聴取の方法の変更
	試験場への乗用車での入構
	試験室入口までの付添者の同伴
	介助者の配置
	特製机・椅子の試験場側での準備
拡大文字問題冊子の配付	